

○生活介護サービス費

基本部分		注 地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 又は 看護職員、理学療法士若しくは作業療法士又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	注 又は サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	注 生活介護計画等が作成されない場合	注 開所時間減算	注 又は 短時間利用減算	注 定員81人以上の事業所の場合	注 医師配置が無い場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 サービス管理責任者配置等加算
イ 生活介護サービス費	(1)定員20人以下	(一) 区分6 (1,291単位)	× 965/1,000	× 70/100								
		(二) 区分5 (969単位)										
		(三) 区分4 (687単位)										
		(四) 区分3 (617単位)										
		(五) 区分2以下 (564単位)										
	(2)定員21人以上40人以下	(一) 区分6 (1,151単位)										
		(二) 区分5 (859単位)										
		(三) 区分4 (605単位)										
		(四) 区分3 (544単位)										
		(五) 区分2以下 (496単位)										
	(3)定員41人以上60人以下	(一) 区分6 (1,111単位)										
		(二) 区分5 (824単位)										
		(三) 区分4 (573単位)										
		(四) 区分3 (507単位)										
		(五) 区分2以下 (464単位)										
	(4)定員61人以上80人以下	(一) 区分6 (1,055単位)										
		(二) 区分5 (789単位)										
		(三) 区分4 (554単位)										
		(四) 区分3 (498単位)										
		(五) 区分2以下 (450単位)										
(5)定員81人以上	(一) 区分6 (1,038単位)											
	(二) 区分5 (773単位)											
	(三) 区分4 (540単位)											
	(四) 区分3 (483単位)											
	(五) 区分2以下 (433単位)											
ロ 共生型生活介護サービス費	(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ) (698単位)											
	(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ) (859単位)											
ハ 基準該当生活介護サービス費	(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ) (698単位)											
	(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ) (859単位)											
ニ 経過的生活介護サービス費	(別表のとおり)											

人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(Ⅰ)	(一)定員20人以下 (1日につき265単位を加算)	× 965/1,000
(1.7:1)	ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)	(二)定員21人以上60人以下 (1日につき212単位を加算)	
		(三)定員61人以上 (1日につき197単位を加算)	
		(一)定員20人以下 (1日につき181単位を加算)	
(2:1)	ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)	(二)定員21人以上60人以下 (1日につき136単位を加算)	
		(三)定員61人以上 (1日につき125単位を加算)	
		(一)定員20人以下 (1日につき51単位を加算)	
(2.5:1)		(二)定員21人以上60人以下 (1日につき38単位を加算)	
		(三)定員61人以上 (1日につき33単位を加算)	

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)

常勤看護職員等配置加算	イ 常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)	(一)定員20人以下 (1日につき28単位を加算)
		(二)定員21人以上40人以下 (1日につき19単位を加算)
		(三)定員41人以上60人以下 (1日につき11単位を加算)
		(四)定員61人以上80人以下 (1日につき8単位を加算)
		(五)定員81人以上 (1日につき6単位を加算)
	ロ 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)	(一)定員20人以下 (1日につき56単位を加算)
		(二)定員21人以上40人以下 (1日につき38単位を加算)
		(三)定員41人以上60人以下 (1日につき22単位を加算)
		(四)定員61人以上80人以下 (1日につき16単位を加算)
		(五)定員81人以上 (1日につき12単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)
------------------	----------------

初期加算	(1日につき30単位を加算)
------	----------------

訪問支援特別加算	(1)1時間未満	(1回につき187単位を加算)
(月2回を限度)	(2)1時間以上	(1回につき280単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)
-----------------	----------------

重度障害者支援加算	(一)体制を整えた場合	(1日につき7単位を加算)
	(二)支援を行った場合	(1日につき180単位を加算)

注 加算の算定を開始した日から起算して90日以内 +700単位

リハビリテーション加算	イ リハビリテーション加算(Ⅰ)	(1日につき48単位を加算)
	ロ リハビリテーション加算(Ⅱ)	(1日につき20単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

食事提供体制加算	(1日につき30単位を加算)
----------	----------------

延長支援加算	(1)1時間未満	(1日につき61単位を加算)
	(2)1時間以上	(1日につき92単位を加算)

送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)

注1 一定の条件を満たす場合 +28単位
注2 同一敷地内の場合 ×70/100

障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)

注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位

就労移行支援体制加算	(1)定員20人以下	(1日につき42単位を加算)	注1 前年度において、生活介護等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く
	(2)定員21人以上40人以下	(1日につき18単位を加算)	
	(3)定員41人以上60人以下	(1日につき10単位を加算)	
	(4)定員61人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)	
	(5)定員81人以上	(1日につき6単位を加算)	

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×42/1,000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×69/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×50/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×28/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位数×80/100)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×31/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数×17/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位数×90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位数×80/100)	

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位数×6/1,000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位数×9/1,000)
-----------------	-----------------------	--

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×14/1,000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位数×19/1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×13/1,000)	